

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

和歌山国民年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から同年12月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

年金事務所から、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料は還付されている旨回答されたが、私は還付手続きをした覚えは無く、還付金も受け取った覚えが無い。

申立期間①について、私は、保険料を納付しているので納付済期間として記録の訂正を希望する。

申立期間②について、私は、還付金を受け取っていないので保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「昭和52年9月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金を掛けようと思いすぐに市町村役場へ行った。」と主張しているところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和52年10月1日付けで国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していたことが確認できる上、申立人が所持する国民年金保険料領収証書によると、同年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料が52年12月1日に検認されていることが確認できるものの、その後、同年10月1日付け資格取得の記録が取り消され、申立期間①及び②の保険料が還付されたことが確認できる。

しかしながら、国民年金の加入手続きを行った申立人が自ら当該資格取得の取消しの手続きを行ったとは考え難い上、申立人は、申立期間①において厚生年金保険など他の公的年金に加入していないことを踏まえると、申立人は、当該期間について国民年金に加入する意思を有していたことは明らかであり、社会保険事務所（当時）が、誤って当該期間の国民年金保険料に係る還付手続きを行ったものと考えられる。

2 申立期間②については、前述の被保険者台帳（特殊台帳）及び同被保険者名簿並びに昭和54年度及び55年度の国民年金保険料検認一覧表によると、申立人に係る昭和52年10月1日付け国民年金被保険者の資格取得の記録が、55年5月1日から56年4月30日までの間に取り消されたため、申立期間の国民年金保険料について同年7月6日に還付決定された後、同年8月に還付されたことを示す記載が確認できるところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険被保険者であることが確認できることから、申立期間②の国民年金保険料が還付されていることについて不合理さは見られない。

また、申立人から聴取しても、申立期間②に係る還付金を受け取った記憶が無いというほかに、当該期間に係る還付金を受領していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月

私は、姉に勧められて、国民年金の加入手続を行ったが、申立期間の国民年金保険料は、預金口座からの自動引き落としが間に合わなかったため、金融機関の窓口で納付した。申立期間について、未納となっていることに納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の昭和62年4月から、厚生年金保険に加入して国民年金の被保険者資格を喪失する月の前月（平成21年8月）までの期間について、国民年金保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高いものと認められる。

また、オンライン記録によると、申立人に対して昭和62年7月9日に国民年金保険料の納付書が作成されたことが確認でき、当該納付書が作成された時点で未納となっているのは申立期間のみであることから、当該納付書は同年3月の保険料に係るものと推認され、申立人は「督促があれば必ず払います。家業は店舗経営のため、納付書等が届けばすぐ分かります。払い忘れることはない。」と供述していることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を当該納付書により納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの期間及び8年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から同年9月まで
② 昭和63年10月から平成2年3月まで
③ 平成8年2月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻の分と一緒に納付していたはずなのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を、全て同じように納付していたはずなのに、私の保険料だけが未納とされているのはおかしい。」と供述しているところ、申立期間②のうち平成元年4月から2年3月までの期間及び申立期間③については、オンライン記録及びA市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人の妻の国民年金保険料は納付済みであるとともに、申立期間以外の期間の申立人及びその妻の保険料は、おおむね同日に納付されていることが確認できる上、申立人の妻は「子供が大学へ行っている時に夫婦共に何か月か保険料を納付していない時期があったが、納付した時は二人分を納付している。」と供述していることを踏まえると、当該期間の保険料については、妻が夫婦二人分を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②のうち昭和63年10月から平成元年3月までの期間については、夫婦共に未納となっている上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの期間及び8年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和53年2月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年2月26日から54年4月4日まで

私は、昭和49年2月1日にC社（現在は、B社）に入社してから55年4月30日に退職するまで継続して勤務していた。しかしながら、社会保険事務所（当時）からの回答によると、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私は、C社に入社してから、退職するまでの間、仕事の内容も勤務地も変わっていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及びC社における当時の経理事務担当者の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社に異動）申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の雇用保険の記録からC社における離職日が昭和53年2月25日であることが確認できることから、同年2月26日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年4月の社会保険事務所の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「納付したと思われる。」と回答しているが、申立人のA社における雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日が一致していることから、事業主が昭和54年4月4日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る53年2月から54年3月までの保険料について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和34年7月25日）及び資格取得日（昭和35年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年7月25日から35年4月1日まで

私は、昭和33年4月1日にA社に入社し、B市町村内の本社に勤務後、会社の命令により34年7月25日からC氏と二人で同社D事業所に転勤し、その後引き続き同氏と二人で同社E事業所に転勤し、35年5月30日まで継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚は、「申立人は、申立ての期間A社に正社員として継続して勤務しており、途中一時退職したことや長期間欠勤したことはなかった。」と供述している。

また、上記複数の同僚は、「申立人と一緒にD事業所及びE事業所に転勤したC氏と申立人は、申立期間においても勤務形態は同じであったと思う。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、C氏は、申立期間に同社において厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

さらに、上記同僚のうち一人は、「私は、申立人と同じ修理の業務に従事し、一時期F事業所勤務となった期間があるが、厚生年金保険被保険者記録に空白期間は無い。」と供述している。

加えて、上記の被保険者名簿によると、厚生年金保険の被保険者111人について、空白期間がある者はいない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人に係る昭和34年6月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年7月から35年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月及び4年1月

私は、平成3年12月に勤めていた会社を退職したが、その後間もなく自宅に国民年金保険料の納付書が送られてきた。

平成4年2月に次の会社に就職したので、同年1月に面接に行った時か就職後の同年2月の通勤途中に、銀行で2か月分の保険料を納付した。

以上のとおり、申立期間について国民年金保険料を納付しているはずなので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の平成8年5月22日付け国民年金の第3号被保険者資格取得届が同年6月25日に処理されていることが確認できること、i) オンライン記録において、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号に係る複数人が8年6月頃から納付等を開始していることが確認できること、ii) 申立人の年金手帳において、国民年金手帳記号番号欄に、申立人が第3号被保険者資格を取得した時期に居住していたA市町村B地区を意味する「C」の押印が確認できることから、申立人の手帳記号番号は、申立人が第3号被保険者資格を取得した8年6月頃に払い出されたものと推認される上、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらないことから、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「申立期間に加入手続をした記憶は無いが、納付書が送られてきたので納付した。」と申し立てているが、A市町村は、「申立期間において、被用者年金の資格喪失者に対して職権で国民年金被保険者資格を取得させることはなかった。」と回答しており、申立期間において国民年金保険料を納付するためには加入手続が必要であったことを踏まえると、申立人の主張は当時の事情と符合しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料の納付について証言できる者

として挙げている申立人の母親からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言は得られない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年3月まで

私は、A事業所を退職後、B事業所（当時）に勤め始めた頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間は、国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月2日に払い出されていることが確認できることから、その時点では、第2回特例納付の実施期間中であることから、特例納付及び過年度納付を利用して申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立人は申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている上、上記の払出日以前に、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人からは、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずだという以外に納付方法、納付金額等の具体的な供述は無い上、申立人は、「昭和48年4月に結婚してからは、元妻が、私の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張しているものの、申立人の元妻は、「申立人の国民年金保険料については、結婚後1年か2年ぐらいしてから集金人に納付し始めた。」と証言しており、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 712 (事案 445 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から50年3月まで

昭和50年3月頃、私が居住していた地区で国民年金保険料を収集していた人から国民年金に加入するよう勧められたので、妻の親にも相談した後、A市町村役場B支所で妻が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を20歳まで遡って納付してくれた。その後、前出の集金人に、遡って納付した保険料の領収書を見てもらったが、昭和62年に引っ越した際、その領収書は紛失したように思う。

先日、知人から前出の集金人が生存していることを知らされたので、再調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、妻が国民年金の加入手続きを行い、その後20歳に遡って国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の妻が一括納付したと記憶している保険料額と第2回特例納付に必要であった保険料額には相当な開きがあること、ii) 申立人の妻は、「結婚後50万円を銀行から出金したことは記憶しているが、ほかに高額な支払もしたので、30万円くらい支払ったがそれが国民年金保険料であったかどうかは分からない。」と供述している等、一括納付した保険料額や納付期間についての記憶が曖昧であること等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成21年8月5日付けで年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな事情として、国民年金に加入した当時の国民年金保険料の集金人の氏名を挙げるとともに、「集金人に遡って納付した保険料の領収書を見てもらった。」と申し立てている。

しかしながら、当該集金人に照会したものの、当時の状況についての記憶が無く、申立人の国民年金保険料納付に係る有力な供述は得られなかった。

また、申立人及びその妻は、「A市町村役場B支所で20歳まで遡って国民年金保険料を納付した。」と供述していることから、申立期間当時、A市町村役場B支所に勤務し国民年金事務を担当していた者に照会したところ、「当時、B支所では、過年度納付及び特例納付に係る保険料を預かることはなかった。」と供述している。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和62年10月か11月頃にA市町村役場の担当者から「過去に国民年金保険料の未納期間があるが、今未納分の保険料を納めれば年金がもらえるようになる。」と言われたので、未納となっていた3つの期間の保険料を全て支払った。未納期間は無いはずなので年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和62年10月か11月頃、A市町村役場の担当者から指摘された3か所の未納期間の国民年金保険料を全て納付した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、59年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料は61年3月27日に、59年12月から60年3月までの期間及び同年11月から61年3月までの期間の保険料は同年5月15日に、それぞれ過年度納付されていることが確認できるが、これらの納付時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「当時、母親が同居の家族の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と供述しており、申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の母親及び同居の兄も申立期間の保険料は未納となっている上、当該母親及び兄は既に死亡しているため、当時の保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 619 (事案 347 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月4日から56年8月13日まで

私は、妻と一緒に、A市町村にあったB社に昭和 54 年4月4日から 56年8月12日まで勤務していた。オンライン記録によると、妻には同社における厚生年金保険加入記録があるのに、私の加入記録が無いことに納得できず、第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

しかしながら、一緒に勤務していた妻が厚生年金保険に加入しているのに、私が加入していないはずがないので、再度、調査の上、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人が、B社(適用事業所名は、C社)に勤務していたことは確認できるものの、i) 同社は、既に廃業し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、ii) 労務事務担当者等の同僚3人は、「B社には試用期間が3か月間有り、試用期間経過後に厚生年金保険に加入するかどうかを従業員に確認していたが、加入しない従業員が多かった。」と供述していること、iii) 前述の労務事務担当者は、「従業員の6割くらいしか厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、同社においては、厚生年金保険に加入する従業員が必ずしも多くなかった状況がうかがえること、iv) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が見られないことから、申立人に係る記録が欠落したものと考えること等の理由により、既に、当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき平成21年9月16日付けで、年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料等を提出しておらず、「一緒

に勤務していた妻が厚生年金保険に加入しているのに、私が加入していないはずがない。」と主張するのみである。

また、申立人は、口頭意見陳述において、当時の同僚からの証言を求めたため再度照会したところ、当該同僚は、「申立人が厚生年金保険に加入していたかどうか知らない。」と供述している。

これらのことから判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月頃から 33 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 3 月頃から 33 年 3 月末日まで、A 市町村 B 地区の C 社(当時)内にある D 社(現在は、E 社)に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時は、旧姓である F 氏の名前で勤務していたので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、中学校在学中の昭和 29 年 3 月頃から 33 年 3 月末日まで D 社に勤務していたと申し立てているところ、申立期間当時、同社に勤務していた同僚で連絡が取れた 23 人のうち、4 人が申立人のことを記憶している上、申立人も当時の複数の同僚を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、D 社は、中学校卒業者を毎年採用していたところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、中学校卒業前及び中学校卒業直後の 4 月から厚生年金保険被保険者資格を取得している者はいないことが確認できることから、同社では、中学校在学中及び中学校卒業直後の従業員は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人が記憶している同僚のうち 2 人は、申立人が退職した後の昭和 35 年 1 月 4 日及び 36 年 9 月 8 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、資格取得日が 32 年 6 月 15 日である同僚は、「私は、昭和 30 年に入社したが、当時、社会保険は強制加入ではなく、自分から申請して加入させてもらった。」と供述していることを踏まえると、申立期間当時、同社では、厚生年金保険の長期間未加入者がいたことがうかがえる。

さらに、E 社の本社及び G 事業所は、当時の D 社に係る資料は保管していない旨回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除

について確認することができない。

加えて、D社に係る申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月22日から40年10月13日まで
② 昭和40年10月13日から41年6月20日まで
③ 昭和41年12月23日から43年4月18日まで
④ 昭和44年10月29日から45年3月5日まで
⑤ 昭和45年10月16日から46年1月12日まで

申立期間①については、私は船主から船員保険料を全額船主負担で船員保険に加入してくれるという条件で誘われ、A氏所有船舶「B船」に機関員として乗船し、C河口からD地区方面へ砂利を運送していた。「B船」には、船長である父と二人しか乗船していなかったが、船員手帳の記録のとおり、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、私は船主から船員保険料を全額船主負担で船員保険に加入してくれるという条件で誘われ、E氏所有船舶「F船」に機関員として乗船し、G事業所からD、H地区方面へ鉄を運送していた。同僚の名前は記憶していないが、船員手帳の記録のとおり、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③について、私は船主から船員保険料を全額船主負担で船員保険に加入してくれるという条件で誘われ、I社所有の「J船」に機関員として乗船し、C河口からD地区方面へ砂利を運送していた。10人ほどいた同僚の名前は覚えていないが、船員手帳の記録のとおり、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間④について、私は他船の船長からの紹介で、K社に就職し、「L船」に甲板員として乗船しG事業所からD地区方面へ鉄を運送していた。船長である兄のほか、5人ほどいた同僚の名前は覚えていないが、船員手帳の記録のとおり、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑤について、私は知人の紹介で、船員保険料を全額船主負担で船員保険に加入してくれるという条件で、M氏所有船舶「N船」に船長として

乗船し、C河口からD地区方面へ砂利を運送していた。同僚の名前は覚えていないが、船員手帳の記録のとおり、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がA氏所有船舶「B船」に機関員として昭和39年10月22日に雇い入れられ、40年10月13日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿によると、上記船舶所有者が船員保険の適用事業所となっていた事実は確認できない。

また、上記船舶所有者の所在が不明であるところ、申立人は、船舶所有者は既に死亡している旨供述しており、申立人の申立期間①における船員保険の加入について供述が得られない。

さらに、申立人が「B船」に一緒に乗船していたと主張する申立人の父は既に死亡しており供述が得られない上、前述の父の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がE氏所有船舶「F船」に機関員として昭和40年10月13日に雇い入れられ、41年6月20日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、上記船舶所有者及び船舶所有者名簿において確認できる上記船舶所有者の後の船舶所有者O氏は既に死亡しているため、申立人の申立期間②における船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について供述を得ることはできない。

また、申立期間②において、船員保険の被保険者であった者は5人確認できるところ、そのうち連絡が取れた船舶所有者の三男は、「申立人と一緒に乗船していたことがあり、申立人のことは知っているが、申立人を雇用した父(E氏)及び当時、船員保険の手続をしていた母(O氏)も死亡しており、船員保険に関する事情は全く分からない。」と供述しているほか、上記、O氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間②に船員保険の被保険者資格を取得した者はいない上、その前後の期間に被保険者証番号の欠番は無く、申立人の申立期間②に係る社会保険事務所(当時)の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人がE氏の所有する別の船舶に乗船していた申立期間②以降の期間については、船員保険の被保険者記録が確認でき、当該記録が記載されている船員保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期に被保険者記録がある同僚は、「当時、船員保険料を全額船主持ちで船員保険に加入してくれるという条件で、E氏の船に乗船したが、船員保険に加入している期間と加入していない期間がある。」と供述しており、上記船舶所有者は乗船する船員の全ての期間について、必ずしも船員保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がI社所有船舶「J船」に機関員として昭和41年12月23日に雇い入れられ、43年4月18日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、I社は昭和47年7月20日付けで解散しており、当時の代表取締役二人に照会したところ、連絡の取れた代表取締役は、「当時、父親が船舶会社を経営しており、船員を雇用していた。親子関係にあったので、父と共に代表取締役に名を連ねていたが、当時の事情については父しか知らず、その父も死亡し、船員保険等について自分は何も知らない。」と供述しており、申立人の申立期間③における船員保険の加入状況及び保険料控除についての供述は得られない。

また、申立人が保管する船員手帳の写しに記載されている「J船」の船長は、「J船に2年4か月ほど乗船し、申立人も同じ船に乗っていた。船員保険については全く分からない。」旨回答しているところ、当該船長のオンライン記録において、申立期間③に係る船員保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、「J船」の同僚は10人ほどいたと主張しているところ、上記船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間③に船員保険の被保険者である者は5人のみであることから、I社では全ての従業員を船員保険の被保険者とする取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、「J船」の同僚の氏名を覚えておらず、上記の同僚5人は既に死亡又は病気であるため、これらの者からは、申立人の申立期間③における船員保険の加入状況及び保険料控除についての供述を得ることができない。

また、上記の船員保険被保険者名簿において、被保険者証番号に欠番は無く、申立人の申立期間③に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がK社所有船舶「L船」に甲板員として昭和44年10月29日に雇い入れられ、45年3月5日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、K社は平成6年5月17日付けでP社に合併し解散しており、同社は、「K社に係る当時の資料等は一切残っていないため、申立人の船員保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」旨回答している。

また、オンライン記録において、K社で船員保険の記録が確認できる船舶の所有者は、「K社では、それぞれの船主が事業主としての船員保険料を負担していた。」と供述しており、同社で船員保険に加入している複数の同僚は、「当時、G事業所から資材を運ぶために、船主が船を持ち込み、その事務所をK社に置いていた。船員保険の加入の取扱いは、船主によって違っていたと思う。」

と供述している。

さらに、「L船」の船長であった申立人の兄のオンライン記録において、申立期間④に係る船員保険被保険者記録が確認できないところ、上記の複数の同僚は、「船長が兄で、その兄が船員保険に加入していないのであれば、そのほかの船員も加入していない可能性が高いと思う。」旨供述している。

加えて、申立人は、「L船」の同僚の氏名を覚えておらず、K社所有船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間④に船員保険の被保険者資格を取得した者は4人確認できるものの、当該4人は既に死亡又は病気であるため、これらの者からは、申立人の申立期間④における船員保険の加入状況及び保険料控除についての供述を得ることができない。

また、上記の船員保険被保険者名簿において、被保険者証番号に欠番は無く、申立人の申立期間④に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間④における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がM氏所有船舶「N船」に船長として昭和45年10月16日に雇い入れられ、46年1月12日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿によると、上記船舶所有者が船員保険の適用事業所となっていた事実は確認できない。

また、上記の名簿において、上記船舶所有者の夫であるQ氏の名義で船員保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、昭和45年4月1日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっており、Q氏に係る船員保険被保険者名簿において、同年4月1日付けで資格喪失している者は、オンライン記録において、その後、船員保険に再加入している記録は確認できない上、当該被保険者は既に死亡しているため、Q氏及びM氏所有船舶における船員保険の加入状況について供述を得ることができない。

さらに、上記船舶所有者からは、申立人の申立期間⑤における船員保険の加入状況及び保険料控除について供述が得られないほか、申立人は「N船へは、知人の仲介により、船員保険料は全額船主が負担してくれるという条件で乗船し、給料もその仲介人を通してもらっていたので、船舶所有者のM氏については、あまり面識がない。」と供述しているところ、申立人を「N船」に仲介した知人の所在は確認できず、この者から申立人の申立期間⑤における船員保険の加入状況及び保険料控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人は「N船」に一緒に乗船していた同僚の名前を覚えていないことから、申立人の申立期間⑤における船員保険の加入状況及び保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間⑤における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間①から③及び⑤における船員保険料については、

「全額船主負担で船員保険に加入してくれるという条件で乗船した。」と申し立てているが、船舶所有者(船主)が申立人に係る船員保険被保険者資格取得届を提出し、申立人負担分の船員保険料を含めて納付していたことをうかがわせる事情は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。